

19. CSRの行う養親希望者への ホームスタディ業務

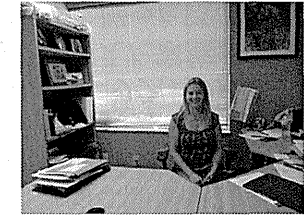
- 1週間に5時間ホームスタディ業務に従事する。1回のコースは13週間で、平均16人くらいの受講生を担当。時給は30-45ドル支払われる。NPOのSWは18ドル、政府で勤務するSW24-25ドル位で契約。
- 「研修のプログラム」
 - 1.Introduction—getting know
 - 2.Attachment
 - 3.Separation and Loss
 - 4.Identity
 - 5.Trauma
 - 6.Child and youth mental health
 - 7.Pre natal exposure
 - 8.Transracial and cross cultural
 - 9.Openness in Adoption
 - 10.Regal issues in Adoption
 - 11.Predictable adjustment
 - 12.Summaryのまとめで終了。
- 課題を仕上げるとトレーナーがチェックする。1つの課題は10日締め切りで、夫婦別々に行う。
- 家族の成熟度、医学的判断や特別な必要性など家族のバランス、限界、できうること、ストレス、理想などを総合して評価する。
- 養親希望者自身の愛着の経験も重要。不妊による喪失と悲しみについてどれくらい乗り越えているか、共感する力などチェックリストに記載していく。
- 養親希望者の研修では養親になることでの恥などスティグマに対する考え方を伝えるようにしている。うまくいかない場合は、養親のメンタルヘルスの問題があることが多いという。

23

17. BC州子ども家庭省の養子縁組チーム

★養子縁組チーム

1. 養子縁組専門SW:親担当
1人20数人の子どもを担当している
2. ガーディアンシップSW:子どもを担当。
里親のもとにいるときは親の役割を担う。
家族の元に戻れない子どもたちはパーマネンシープランにより養子縁組をするようにする
3. CSRは養子縁組の親子全体をまとめる役割(非常勤職員)
子どもも養親もBC州全土から探すため、その間を取り持つCSRはそれぞれの子どもや親がいる場所を行き来することがある

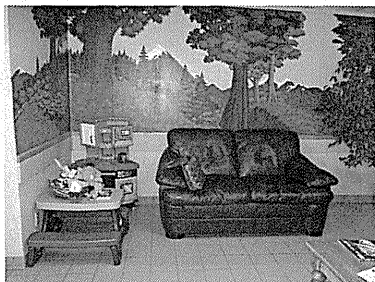


養子縁組専門SWのCindy

20. 養子縁組専門ソーシャルワーカーの役割



- 子どものために適当な養親候補者を見いだせないとき、養子縁組専門SWが子どもの情報を作成し、ホームページに掲載し養親希望者を広く募っている。
- 母体がアルコールやドラッグにおかされた特別なニーズのある子どもや養子縁組待機児童の高年齢の子どもなどが対象
- 養親希望者のトレーニング、養子縁組計画、特にスペシャルニーズのある子どもの養子縁組を行う。
- 19歳まで養子縁組サービスがあり、養子縁組後も19歳になるまで契約が続く。その後はPost Adoption Serviceに移行する。そこでは情報の開示(Openness agreement)などが行われる。



24

18. CSRへのインタビュー調査(2015年3月2日、8月17日)



元CSRのTanya Pawliuk
現在Tompson Rivers 大学で
実習担当講師

- CSRのトレーナー資格:大学の修士、博士号取得者、養親、ソーシャルワーカー資格を保持
- CSRの大きな役割としてホームスタディの指導。
- 養親志願者が養子養育をする適性と能力の認定は、基本的に養子縁組専門SWとCPRが確認する。
- その他の業務として「特別な子どもやきょうだいグループのためのプラン作成」「養子縁組資源の情報交換」「養子縁組ネットワークの情報交換」「BC州養子と里親協会(AFABC)の私の親になってイベント」の参加、「養子縁組パンフレット」作成

22

23. 開放的養子縁組 (Open Adoption) について



子ども家庭省待合室

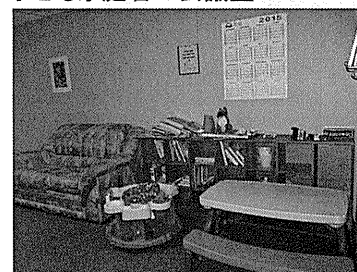
- 実親が交流することに問題がある場合
⇒ 家族の中で健康的な人(祖父母やおじ、おばなど)コンタクトがとれるように、養親には健康な親族がいることを伝えておく。
- 交流は手紙や写真, e-mail, 誕生日に電話をしたりする場合いろいろなレベル
- 開放的養子縁組の同意がとれない時は養親になることが認められない。
- 養子縁組が成立したら何か問題があった場合は、いろいろなプログラムなどの資源を紹介して教育とサポートを受ける。

27

21. 養子縁組計画の基本姿勢



子ども家庭省の会議室



待合室

- 養子縁組計画を立てる前に可能な限り家庭で実親のもとで暮らせるように検討(養子縁組は4歳～)
- 基本的に保護して引き離すという考え方ではなく、最初の愛着関係を作った人(実親)に養育されるようなサポートの仕方を検討
- 里親委託は養子縁組が決まるまで生活する場所であり、実親と離れた場合も交流をしながら生活していくことがある。どうしても困難な場合でも里親家庭に預けたり、訪問してそこで養育の仕方を学ばせる。

25

24. 養子縁組記録の保管と開示

- 19歳以降の情報は政府が保管して求められたときにコピーを渡す。19歳以降、子ども家庭省に開示の申し込みをして記録のコピーをもらう。もうひとつは統計局で出生証明書(Birth certificate)を入手することができる。
- 養子縁組後は、実親の医学的な履歴や個人的な嗜好や外見、医学的な情報を書き記しておく。髪の色や料理が好きとか実親の好きなもの、ADHDやメンタルヘルスのことなどすべて養親に渡す。
- 子どもが大きくなった時に養子になったことを恥じたり、他者に嫉妬を感じたりしないよう情報を伝える。実父のことはわからないことが多いが、妊娠した時はどうだったかなど養親の元に来るまでの記録をコピーしてすべての情報を渡す。
- 養子縁組のファイルは19歳まで子ども家庭省の保管庫に保管される。その後は定められた保管場所で永年保存される。開示を求めてきて情報を伝えるときは、SWも共感する気持ちをもって親切にポジティブな言葉で真実を理解できるように伝えることが大事であるという。
- 国際養子縁組の記録は19歳以降は保管する統計局の機関に問い合わせをすることで記録のコピーをもらうことができる。

28

22. 虐待があった場合と不調ケースの対応

- <虐待>
 - 虐待がある場合は、第1選択肢は一時的に祖父母や親戚、友達や近隣者
 - 安全でない場合、実親はペアレンティングクラスに通い、怒りのマネージメント、家族関係、メンタルヘルス、カウンセリングなどを受ける。
 - 若い親や薬物、アルコール依存などがある場合、家族生活ができるよう支援
 - それでも無理な場合は、裁判所が慎重に判断して養子縁組をする。
 - 法律上の親がいないか不明又は親権剥奪の場合の養子縁組の同意は裁判所によって審議されるため、養子縁組には時間がかかる。
- <不調>
 - 治療的グループホームに入所⇒問題を抱えた子ども3から4人が専門家や里親のもとで生活。養親とは入所中も交流。
⇒政府と養親が契約を結び親権をシェア。
 - 養親:問題があった場合は、一旦中断してカウンセリングをしてトラウマや未解決な問題に対して向き合い乗り越えられるよう支援をする。
 - ホームスタディの中で6回のインタビューと電話で養親の問題を話し合うことは非常に有効。

26

27. 考察

(2) 実親を含めた開放的養子縁組家族への相談支援

子どもの最善の利益—オープンな関係性の中での成長

⇒実親が子どものため養親を選び、実親と養親も同意する交流レベルで

長期的に子どもの成育を見守る養親家族のあり方。

⇒養子縁組機関が、実親と一緒に会える機会を準備調整する役割

⇒養親も安心して円滑な実親との交流を持ちつつ家庭生活

⇒養子縁組成立後、一か所の保管機関に一括して記録は管理

⇒19歳で、子どもと実親が情報開示を請求することが可能。

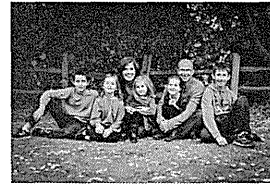
双方の意向がマッチしない場合、拒否した側がその理由を手紙に書いて渡すなどの配慮

★養子養親も実親の存在を肯定的にとらえられるような相談支援、将来的な再会の可能性も見据えた記録の取り方と永年保管、当事者が情報にアクセスしやすく長期間にわたって実親、養子、養親の人生をサポートする特定の機関での相談支援システムの整備

★わが国では開放的養子縁組は一部の専従職員がいる民間児童福祉機関で行われているが、開放的養子縁組前提としての養子縁組を行うためには職員や費用、社会の理解など改善が必要

31

25. 養親へのインタビュー調査(2015年8月17日)



Dana一家

長男15歳、次男12歳
長女8歳、養子次女8歳(長女より3ヶ月下)
養子3女6歳
養子縁組が成立して次女は5年、3女は3年

- 養親のDanaに2時間のインタビューを行った。
- 家族は、夫とDanaと実子3人と養子2人の7人家族である。養親縁組をした時に養子の名前を変えた。
- 養子にした2人の場合は実父から虐待(実父服役中)
- 実母精神疾患、アルコール依存で子ども放任⇒里親
- 子どもの様子健康でない⇒次女自閉症、記憶障がい、3女愛着障がい。委託後3ヶ月は大変だったが、養子縁組専門ソーシャルワーカーのCindyがサポート
- その他のサポート
- ①教会の仲間たち:子どもが家庭に着てから2-3週間食事を作って持ってきてくれた。出産した人にも同様②アルコールシンドロームに関するプログラム:養母が受講(無料)
- ③スペシャルアドボケーション:学校では発達障がいや何らかの障がいの診断を受けている場合は、補助の先生が1人つく

29

28. 考察

(3) 法制化された認定養子縁組機関事業

法的根拠をもった養子縁組機関事業のガイドラインの作成

• 改正を重ねた養子縁組法や養子縁組機関施行規則等により相談支援の具体的なガイドラインが示され、4ヶ所の養子縁組機関による実親や養親の教育、養子縁組後のサービスのバラつきを防ぎ高い相談支援の質を保障

• 養子縁組にかかる費用も養子縁組費用施行規則により規定されており、変更があった場合は子ども家庭省に届け出て承認を受ける。日本の費用の平均と比較してもBC州ではより高い費用がかかるが、子育て支援サービスでの手当や税控除などが手厚い

• 実親に関しての詳細な記録を残すように養子縁組機関は指導

★わが国においても養子縁組相談支援の手順や内容、質、費用等に関して法的根拠をもった養子縁組機関事業のガイドラインの作成が欠かせないことが示唆

32

26. 考察

(1) 実親への尊重とベストな選択のための相談支援

子どもが実親家庭に留まるため必要な援助を行うシステム(大谷, 2001)の構築

- BC州の望まない妊娠をして子どもの養育や経済的な問題で悩んでいる実親に対して自分で育てる場合の可能な限りの情報提供
⇒地域の子育て支援を担っているファミリーリソースセンター、地域等の社会資源の情報提供やカウンセリング等手厚い支援
- その上で子どもの最善の利益のため実親のベストな選択に向けてのアセスメントと実親の意思の尊重が相談支援の土台
⇒子どもが生まれた後、24時間養子に出すかどうか考える時間をともに過ごすことから始まり子どもが生まれて30日後まで養子縁組の撤回はできるというように実親による養育の可能性を尊重

★わが国でも厚生労働省の「養子縁組あっせん事業の指導について」の中で自ら養育することのできる可能性を考慮するよう⇒前段階での実親の人権の尊重と子どもにとって最善の利益となるような実母の選択に向けての相談支援のあり方の検討が必要

30

2015年度厚労科学研究・海外調査研究報告（2）

韓国における養子の出自を知る権利

野辺陽子

（高知県立大学地域教育センター）

1 はじめに

本稿では、韓国の国内養子縁組の状況および養子の出自を知る権利について報告する。韓国は世界有数の国際養子抛出国であることが知られている。しかし、韓国の国内養子縁組については日本でほとんど知られていない。そこで、まず国内養子縁組の動向を統計で確認し、養子縁組に関する情報管理の状況、具体的には、養子の出自に関する情報が正確であるか、きちんと収集されているか、保存されているか、公開されるのか、等について報告する。次に、子どもの出自を知る権利を保障する際には、子どもへの告知が非常に重要な論点となるので、国内養子縁組の告知の状況についても報告する。最後に、韓国における出自を知る権利の状況から、日本への示唆を考察する。

2 出自を知る権利に関する論点——生みの親／育ての親／社会の親子観

出自を知る権利というが、子どもが自分の出自に関する情報を知りたいと考え、請求すれば、そのままその情報が得られるわけではない。情報が得られるかどうかは、他の関係者の対応が影響する。

まず、生みの親が情報の保存・開示に対してどのような態度を取るのかが最初のハードルとなる。生みの親は自分の情報が収集・保存されることを許可するか否か。将来、子どもが情報の開示請求を行った場合、同意するか否か。開示に同意するとしたら、開示される情報の内容を選択するか否か。そのような点が子どもの出自を知る権利の行使の際のハードルとなる。

特に、韓国の場合、生みの親の正確な情報が収集されているかが問題となっている。正確に情報が収集されていない場合、つまり改竄された内容や不十分な情報である場合、それをいくら保存して、子どもに開示しても、出自を知る権利の保障にはならない。出自を知る権利の最初のハードルとして、正確かつ十分な情報が収集されているのかが課題となっている。

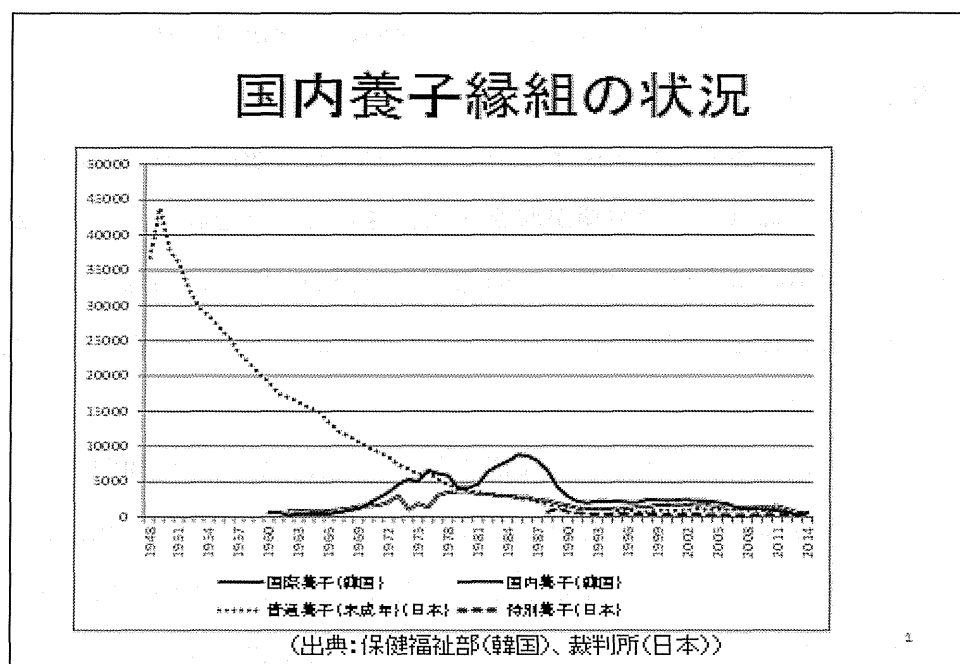
次に、育て親の子どもに対する告知という論点がある、日本の場合、特に普通養子縁組の場合は戸籍を見れば、養子であることや、生みの親が誰なのかについて基本的に一目瞭然である。自分の戸籍を見る機会としては、パスポートや車の免許を取得する際が多いと思われるが、そのような機会が全くない場合は、誰かから養子であることを教えてもらわなければならない。それについて育ての親がどのように考え、行動するか。子どもに告知をするべきか、あるいはしなくてもいいと考えているのか、するのであれば、する内容をどのように考えていけばいいのか。このようなことが子どもの出自を知る権利の保障の際の論点となる。

また、社会の親子観や、出自を知ることに対する許容度のようなものも、子どもの出自を知る権利に関して論点になる。社会に「育ての親こそが親である」というような規範がある場合、それが、子どもが生みの親の情報を求めたいときにハードルになるのか、ならないのか。これらの点も検討されるべき論点だろう。

3. 国内養子縁組の状況

国内養子縁組の状況について、動向を確認する。日本でも知られているとおり、韓国では国際養子縁組件数が非常に多い。一方、国内養子縁組は、国際養子縁組と比べると

図1 国内養子縁組の状況（1948～2014年）



件数が非常に少ない。しかし、日本の国内養子縁組と韓国の国内養子縁組を比較すると、韓国の方が縁組件数が多い時期もみられる（図1）。未成年人口に占める養子縁組件数で考えれば、韓国のほうが日本より活発に国内養子縁組を行なっている状況であった。

日本の特別養子縁組が始まったところからグラフをみると（図2）、韓国の国際養子縁組は1990年前後に急激に減り、2005年前後に再度減っていることがわかる。

日本では、普通養子縁組と特別養子縁組を合わせて毎年約1100～1500件の未成年養子縁組件数があるが、韓国の国内養子縁組はそれより多いぐらいであった。とはいえ、その事実をもって、韓国では子どもとの養子縁組に対して日本より許容的・積極的であると判断できるかという点、解釈が難しい。韓国では国内養子縁組の大部分が実子入籍を行っており、「養子」としては戸籍（現在の家族登録簿）に入籍していない。養子縁組の数としてカウントはされているものの、実態として、97%は実子入籍であるといわれている。日本でいうところの「藁の上の養子」は不法ではあるが、公認されている状況であった¹。韓国では、日本と比較して国内養子縁組の数は少なくないとはいえ、そのほと

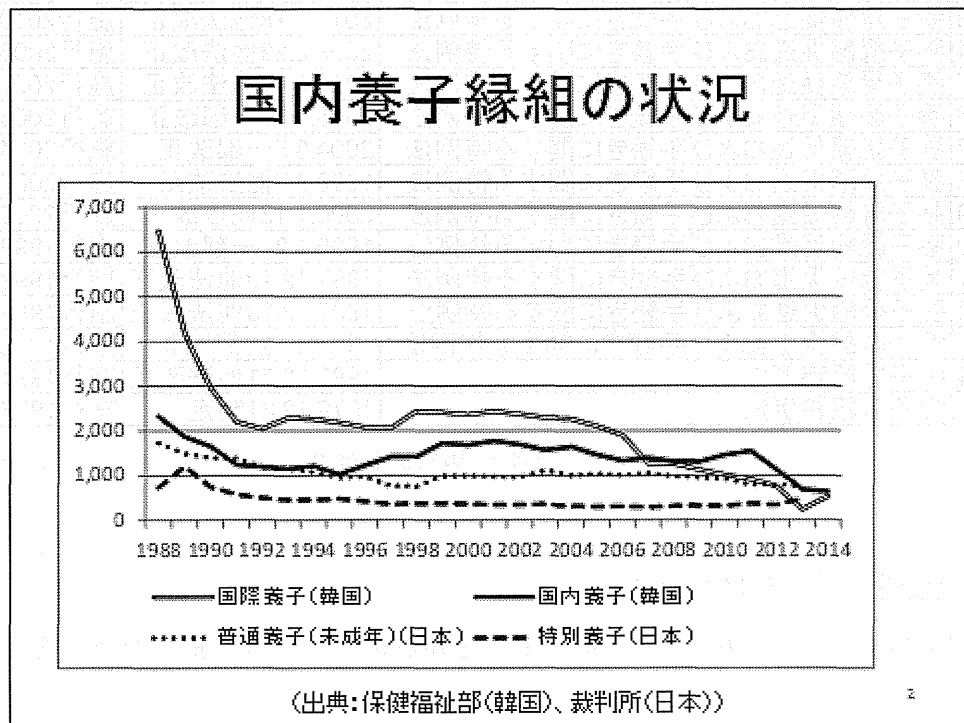


図2 国内養子縁組の状況 (1988～2014年)

¹ 姜恩和, 2005, 「韓国の養子制度に関する考察——家族規範と子どもの福祉」『社会福祉学』46(2): 29-41.

んどが実子入籍されているため、養子縁組に対して許容的なのかどうかを解釈するのが難しい。養子に対する告知は2005年頃から盛んになったといわれているが、告知も実子入籍した状態で行っていたことになる（後述）。

4. 情報管理の状況——収集／保存／公開

子どもや生みの親の情報をどのように収集・保存・公開しているのかについて報告する。「養子縁組促進及び手続きに関する特例法」という法律がある。この法律は何度も改正されている。日本の特別養子縁組は一度も改正されていないが、韓国の法律は何か課題が生じれば改正を行い、過去に何度も改正されてきた（表1）。大きな改正（全文改正）は、1995年と2011の時である。本稿では、2011に改正され、2012年に施行された法律について説明する。この時、子どもの出自を知る権利にかかわる条文が追加されたためである。

表1 養子縁組特例法の沿革

1	養子縁組特例法	2015.5.18一部改正	施行2015.5.18
2	養子縁組特例法	2011.8.4全部改正	施行2012.8.5
3	養子縁組促進および手続きに関する特例法	2010.1.18他法改正	施行2010.3.19
4	養子縁組促進および手続きに関する特例法	2008.2.29他法改正	施行2008.2.29
5	養子縁組促進および手続きに関する特例法	2007.5.17他法改正	施行2008.1.1
6	養子縁組促進および手続きに関する特例法	2005.3.31一部改正	施行2005.10.1
7	養子縁組促進および手続きに関する特例法	2004.3.5一部改正	施行2004.9.6
8	養子縁組促進および手続きに関する特例法	1999.9.7他法改正	施行2000.10.1
9	養子縁組促進および手続きに関する特例法	2000.1.12他法改正	施行2000.7.13
10	養子縁組促進および手続きに関する特例法	1999.1.21一部改正	施行1999.4.22
11	養子縁組促進および手続きに関する特例法	1997.12.13他法改正	施行1998.1.1
12	養子縁組促進および手続きに関する特例法	1997.12.13他法改正	施行1998.1.1
13	養子縁組促進および手続きに関する特例法	1995.1.5全部改正	施行1996.1.6
14	養子縁組特例法	1990.12.31他法改正	施行1991.1.1
15	養子縁組特例法	1976.12.31制定	施行1977.1.31

出典：国家法令情報センター（<http://www.law.go.kr/>）

◇養子縁組特例法の2012年改正

2012年に施行された法の中で、特に出自を知る権利にとって重要な条文をピックアップすると三つ挙げられる。

第11条（家庭裁判所の許可）。養子縁組するうえで、家庭法院（日本の家庭裁判所）の許可が必要となった。また、今までは育ての親が自分の戸籍（現在の家族登録簿）に養子を実子として入籍させていたが、これが法律上禁止され、かつ家庭裁判所がチェッ

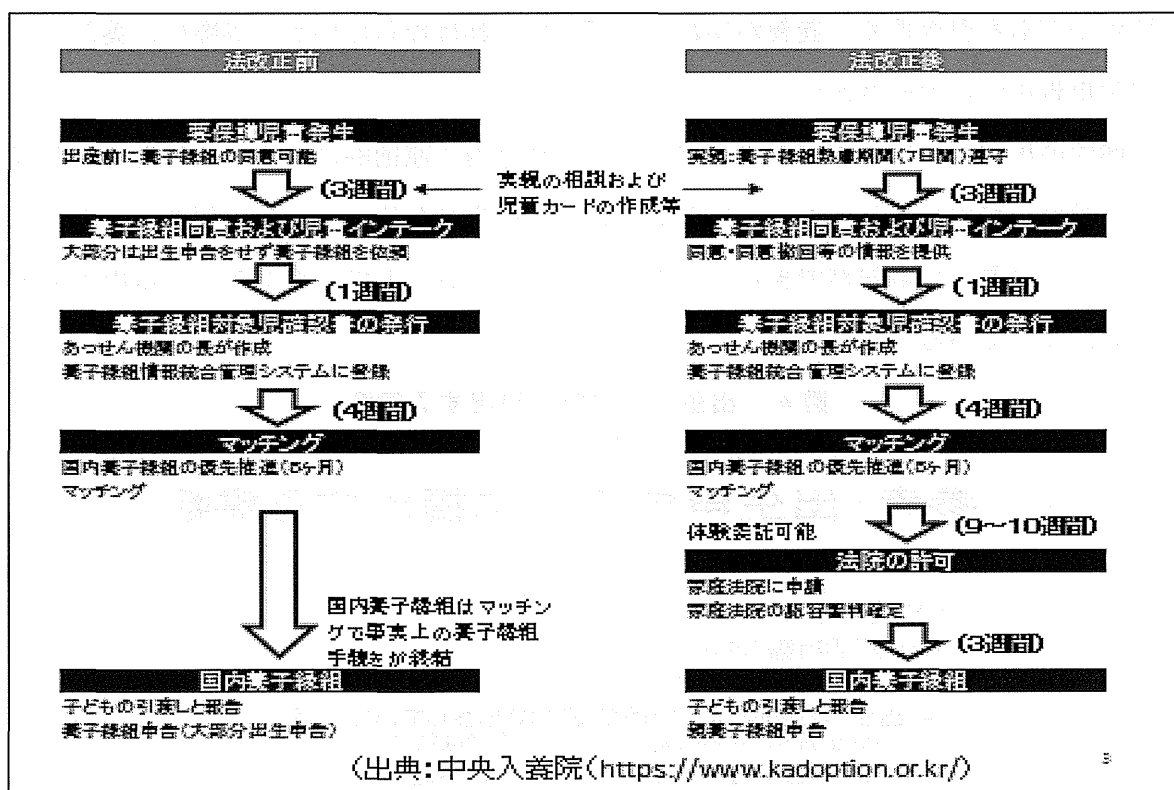
クするプロセスが加わった。

第 26 条（中央入養院の設立）。中央入養院（入養とは韓国語で養子縁組を意味する）という新しい機関が設立され、そこに養子縁組に関する情報を集め、収集・保存して管理するシステムが構築された。

第 36 条（養子縁組情報の公開など）。養子縁組情報の公開についての条文が加わった。

このように、情報を収集し、保存し、公開するところまで、すなわち情報の入口から出口までの部分が整備された。法改正前と改正後の違いは図 3 の通りになる。

図 3 養子縁組特例法の改正前と改正後の違い



法改正の前は左側である。出産前に養子縁組の同意が可能であり、大部分は生みの親が出生申告書を提出しないで、仲介するあっせん機関に養子縁組を依頼し、機関が養子縁組対象児確認書を発行し、実子入籍で手続きが進んでいた。法改正の後が右側である。養子縁組の熟慮期間が7日間と設定され、産んでから7日間は養子縁組に同意できないことになった。その後、同意や同意撤回等の情報を十分に提供するという手続きが挿入された。また、改正前にもあった規定だが、国内を優先して養親を探すため、5か月間

は国際養子縁組ができないという規定もある。家庭法院に申請して認容の審判がおりたら養子縁組の申告をするという手続きが加わった。

◇正確な情報の収集

今回の法改正で、第 11 条に家庭裁判所の許可が加わり、養子となる子どもの出生申告書を家庭裁判所で審判をするときに提出しなければならなくなった。その他、養親になる者は教育、研修を受け、研修を受けたという書類を受け取り、それも一緒に提出することになった。

2012 年以前の場合は、国内養子縁組の 97%は育て親が出生申告を行い、実子として入籍させていた²。本来は、産んだ母親が出生申告を行い、親権放棄をした後にあつせん機関が子どもを引き取り、養親が手続きを行わなければならないが、実際は、養親たちが出生申告をするケースがほとんどだったと言われている。

韓国の出生申告制度では、生んだ父母が 30 日以内に原則的に医療機関が発行した証明書を添付して出生申告しなければならないが、家庭で分娩したなどの例外的な場合は、2 名以上の署名で申告ができる。この部分を利用することで、育て親による出生申告が可能になっている。

図 4 出生申告の際に提出する書類

参考：出生申告の際に提出する書類

- 1. 出生申告書
- 2. 出生証明書(次のいずれか)
 - 医師や助産師が作成したもの
 - 出生者が病院などの医療機関で出生していない場合は、その出産の事実を知っている人が作成したもの
 - 外国の官公署が作成した出生申告受理証明書(または出生証明書)と翻訳文
- 3. 出生者の父または母の婚姻関係証明書
- (4～6. 父母のどちらかが外国人である場合提出)
- 7. 身分証明書

出典：探しやすい生活法令情報

(<http://oneclick.law.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?csmSeq=277&ccfNo=5&cciNo=1&>)

² 姜恩和, 2005, 「韓国の養子制度に関する考察——家族規範と子どもの福祉」『社会福祉学』46(2): 29-41.

cnpClsNo=1)

現在、出生申告の際に提出する書類としては、出生申告書と出生証明書があげられている。しかし、病院以外で産んでいる場合は、医師や助産師が作成した出生証明書以外に、その出生の事実を知っている人が作成したものと書いてあり、この部分を利用すれば、今でも実子入籍できる余地があると考えられる（図4）。

◇情報の保存・管理——中央入養院の設立

情報の保存と管理だが、中央入養院という機関が設立された。保健福祉部（日本の厚生労働省）は、国内養子縁組の活性化と養子縁組に対するアフターケア（post adoption service のこと。韓国語では事後管理という）のために中央入養院を設立・運営しなければならない。中央入養院は、次の業務を行なっている。

まず、出自を知る権利に必要な業務である。家族を探したい場合に必要な統合データベースを運営する。

次に、養子のデータベースの構築・連携である。広域で養子候補者と養親候補者をマッチングしたいという希望は日本でも聞かれるが、このデータベースはそのことを指している。現在、どれくらい利用されているのかは不明であるが、養子候補者と養親候補者を一つのデータベースで管理することが、中央入養院の業務として規定されている。

その他、養子縁組に関する政策についての調査・研究や国際協力業務等がこの機関の行うべき業務となっている。また、国際養子縁組を減らして、国内養子縁組を増やすことが保健福祉部の立場であるため、国内養子縁組を増やすために養子縁組の問題に取り組むことも中央入養院の目的となっている。

◇入養情報統合管理システム

中央入養院は入養情報統合管理システムを構築して運営しているが、これは、国内外の養子及び養子縁組の対象児に対するワンストップ情報の提供を目的としている（図5）。

このシステムは、今回の法改正の前から準備されていたもので、2009年に計画が立てられ、その後、徐々にサービスが開始している。このシステムの主要なサービスは、子どもの養親探しのサポートである。また、廃業した機関のデータなどを発掘し、データ

ベース化し、すべて中央入養院で一元的に管理できるようにしている。その他、子どもに合う家庭を探すのに必要なデータベースの構築、すなわち養子縁組の対象児童と養親候補者をデータベース化して、それを一元化することで国内養子縁組を増やしていくことも計画している。

図5 入養情報統合管理システムの沿革

参考:入養情報統合管理システム

- 目的
 - 国内外の養子および養子縁組対象児童に関するOne-stop情報の提供
 - 国内養子縁組活性化のために養子縁組のモニタリング
- 沿革
 - 2009年:システムの情報化戦略計画設立
 - 2011年:システムのサービス開始
 - 2013年:入養情報体系化に従う拡張サービス開始
 - 2014年:事後サービス・履歴管理システム構築
 - 2015年:行政情報共同利用サービス連携

(出典:中央入養院(<https://www.kadoption.or.kr/>))

◇情報の収集

韓国の場合、養子縁組を行うあっせん機関が何か所かあり、機関の長は保護した子どもの権利を保護し、子どもの親を知ることができない場合は、親などの直系尊属を検索するために努力することが義務付けられている。子どもや親族の情報を得たら、中央入養院に提供しなければならないことになっている。去年(2014年)5月に、あっせん機関にヒアリングに行った際には、あるあっせん機関関係者は「一生懸命作ったケースファイル等を全部中央入養院に渡すのはためられるため、ファイルではなくデータを移管している」と話していた。しかし、法律には中央入養院に情報を提供しなければならないと書かれている。また情報を記録しなければならない、永久保存しなければならないと書かれている。

◇生みの親の同意

子どもの出自に関する情報は、子どもをインテークしたあっせん機関と中央入養院の2か所にデータが保存されている。子どもが自分の情報の公開を求める場合は、開示請求ができる。子どもが未成年の場合は、育て親の同意を得なければならない。子どもから公開請求があった際には、あっせん機関あるいは中央入養院が、生みの親の同意を得て情報を公開しなければならない。生みの親が開示に同意しない場合は、生みの親の個人情報を除いて情報公開しなければならない。

同意が非常に重要になるが、例外があり、医療上の目的など特別な理由がある場合は、生みの親の同意の有無にかかわらず情報公開できる。情報公開の請求対象になる情報の範囲や申請方法、手続きその他必要な事項は大統領令（施行令）に定められており、細かい規定が書かれている。個人情報とは、名前、生年月日、住所、連絡先のことである。生みの親が同意すればこれらも提供し、同意しない場合は、この部分を除いた情報を提供する。それ以外の情報としては、養子縁組当時の生みの親の年齢、養子縁組した日、居住地の地域名である。市レベルの地名については、生みの親の同意がなくても提供する。

情報公開請求は子どもが行うことができる。子どもが申請書を書き、それを中央入養院やあっせん機関に提出する。機関の長は、情報公開を求める書類を受け取り、もし自分の機関ではなくて他の機関で養子縁組された場合は、遅滞なくその請求を中央入養院又はその機関に送付して、他の機関に送付したことを本人にも伝えなければならない。生みの親に書いてもらう同意書や同意の撤回書などの書式は中央入養院や国家法令情報センターのホームページにリンクされている。生みの親に情報の公開に対して同意するかを文書で確認する。公開請求が来ていると聞いた生みの親は、同意するかを決定して、機関等に返信しなければならない。

各項目の情報についてそれぞれ開示に同意するかどうかを決めることができるため、「この項目は開示して構わない、これは不可」と選択することができる。基本的に書面でやりとりするが、やむを得ない理由がある場合は、口頭でも同意等のやりとりをすることができる。

情報はデータ化されており、生みの親が同意するかどうかを確認するために必要な場合は、住民登録や家族関係登録、出入国などのネットワークやデータを所管する関係機

関の長に生みの親の所在地などを確認するよう要請できる。この場合は各機関が、生みの親の所在地をたどれるところに直接申請するのではなく、一旦中央入養院を通して申請する。

また、情報を開示してほしいという要求があった機関は、特別な理由がない場合は、要求に従わなければならない。かつ、その公開請求を受けた日から15日以内に公開するかを決定し、請求人に通知しなければならない。生みの親がどこに住んでいるか分からないなどの理由がある場合は、30日の範囲で延長することができる。しかし、その場合は、延長したこととその理由を請求人に文書で通知しなければならない。非常に細かく規定が定められている。もし生みの親の同意が得られて公開するようなことになれば、文書の閲覧に応じたり、コピーを提供したりすることになっている。場合によっては電子メールで送る場合もある。

◇そのほかのサポート

産みの親が見つからない場合や、そもそも元の書類が間違っている場合もしばしばある。そのような場合は、子ども本人の同意を得て、あっせん機関のホームページやテレビ局、新聞等のメディアに協力を依頼して、生みの親を探すこともある。その結果は申請人に通知しなければならない。あっせん機関のサイトを見ると、「生みの親を探しています」と子どもが養子縁組に行った時の幼い頃の写真が掲載されている。このように、ホームページに掲載したり、新聞やテレビで放送したりして親を探すこともサポートしている。名乗り出てくる人がいた場合、日本であれば基本的に戸籍は正しいという前提があるため、DNA検査までするのかどうかはケースバイケースだと思われるが、韓国の場合は、名乗り出てきた人がいた場合は、DNA検査等をする場合も多い。ここまでが中央入養院のサポートの範囲である。

◇成 果

①生みの親との再会

去年（2014年）の5月に中央入養院を訪問した時は、まだ国内養子でルーツ探しのために中央入養院を訪問した人はいないとのことだった。しかし、そのあと新聞記事では、

中央入養院を通して生みの親に再会したという記事が掲載されていた³。このケースでは、インターネットで養子縁組という単語を検索して、中央入養院にたどり着き、中央入養院のホームページにルーツ探しという部分があったので、そこに電話して自分の養子縁組を扱ったホルト児童福祉会の担当者につながってもらったそうである。韓国の場合、生みの親が養子に出した子どもを探すケースもしばしば聞かれるが、このケースの場合も、生みの親がホルト児童福祉会に行って、自分の連絡先を残していたようだ。そのため、子どもがホルト児童福祉会に連絡した時に、電話番号が残っていた。そこで、電話をして再会することになったそうである。そのようなケースも出てきている。

②情報検索の短期化

情報検索の短期化のために、今年の一月から、中央入養院が養子のルーツ探しをサポートするために、行政情報共同利用システムを使えることになった⁴。生みの親に「あなたの情報を子どもに公開してもいいですか」と確かめるためには、所在を把握してそこに連絡する必要があるが、その把握にかかる時間が短縮された。今までは、所在地を探すために、他の機関に頼んでデータベースにつないでもらっていたのが、直接依頼できるようになったため、時間が短縮できたそうである。このようなシステムが作られてきている。

③養子縁組書類の発掘と保存

養子縁組の書類の発掘と保存も行なわれている。中央入養院は、韓国の中で国際養子縁組を扱っていた四つの大きな機関、すなわち大韓社会福祉会、東邦社会福祉会、韓国社会奉仕会、ホルト児童福祉会を介して過去に国内外に養子縁組された子どもの記録を保存する作業を進めている。データベース化を進めており、業務を廃業しても記録を中央入養院に移管して永久保存するよう規定している。事業所自体を廃業したり、養子縁組は止めたという機関では、文書が失われたか、古くなって破損している可能性が高いため、急いで発掘してデータベース化しているそうである。発掘したものの原本とデジタル化したものを中央入養院に永久保存するよう進めている。

³http://www.ohmynews.com/NWS_Web/tenman/report_last.aspx?CNTN_CD=A0002099245
2015年6月1日閲覧。

⁴https://www.bosa.co.kr/umap/sub.asp?news_pk=580555 2015年6月1日閲覧。

◇ 課題

①保管されている書類の信頼性

保管されている書類の信頼性が非常に問題になっている⁵。私が直接話を聞いた国際養子の方たちのなかには、「自分の名前が変わっていた」「住民登録番号が変わっていた」と訴える方もいた。また、あるソーシャルワーカーは、「昔は孤児でないと養子縁組に行けなかったのも、未婚の母が産んだ子どもを孤児として記録して海外に送っていた」と話していた。そもそも保存されている情報が正確ではないという問題があるため、手に入れた書類をもとに生みの親をいくら探しても見つからないというケースがある。

ある新聞記事では、海外へ養子縁組された子どもの82.7%が生みの親を見つけたいと答えたが、実際見つけれられるのはそのうちの1.2%だけだそうである⁶。生みの親を見つけるケースが非常に少ない原因の一つとして、情報が正確ではないということが指摘できる。

②廃業した場合の書類の引継ぎ

事業を終えてしまったあっせん機関の書類の引継ぎも課題である。韓国社会奉仕会というあっせん機関は、二年前に養子縁組事業を終えたが、中央入養院に書類を移管しなかったようだ。「養子縁組は終えたが、生みの親探しなどポストアダプションサービスのほうは継続しているから」という理由だったそうだが、そのようなケースもあるため、国際養子の当事者団体のなかには、「結局、自分が養子縁組されたあっせん機関まで行かなければならないので、中央入養院に最初に行くというケースは少なく、ワンストップサービスというのはまだまだ遠い話だ」と言う人もいる⁷。

また、去年の5月に中央入養院に行った際には担当の方が、「結局生みの親が同意した部分しか子どもに見せられないので、子どもが望む程度に情報を渡したり見せたりすることは難しい」と話していた。

⁵<http://joongang.joins.com/article/054/17779054.html?cloc=joongang%7Cext%7Cgooglenews>
2015年6月1日閲覧。

⁶http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2015/05/12/2015051200191.html2015年6月1日閲覧。

⁷<http://joongang.joins.com/article/054/17779054.html?cloc=joongang%7Cext%7Cgooglenews>
2015年6月1日閲覧。

◇補完的システム

このような課題があるため、韓国では、補完的なシステムとして、あっせん機関や中央入養院とは別に、生みの親を探すルートが整っているようだ。失踪児童専門機関による肉親探しのホームページがある⁸。韓国では、子どもが迷子になっていなくなったが、実はそのまま海外に養子に行っていたという話がしばしば聞かれる。そのようなケースの子どもを探してくれる専門機関がある。子どもの写真等を載せて探すようなホームページもある。このような所を通じて生みの親を探す子どももいる。中央入養院や自分の縁組を行なったあっせん機関に頼らなくても、別のシステムを利用して生みの親を探すことができる。

5 告知の状況

告知は、法律で規定されている内容ではないので、ヒアリングで得た情報を中心に報告する。今年の一月に、養子縁組家族相談センターという、政府の支援を受けているセンターを訪問した。センター長は養親当事者の方で、養子縁組家族相談センターは養子縁組家族をサポートするために作った団体だそうである。センター長によると、1999年に養子縁組家族が5家族ほど集まって、告知についての運動を始めたそうだ。韓国では、日本語の告知に対応する単語がないようで、告知のことを「公開養子縁組」と言っている。ただし、これは日本でいうオープンアダプションとは異なる。日本でいうオープンアダプションは、生みの親と交流することを意味するが、韓国の場合は、公開養子縁組というと、告知することを意味する。逆に告知をしない養子縁組を「秘密養子縁組」と言っている。

◇告知の推進

告知についての運動が1999年頃から始まった。センター長は「自分たちにももちろん生きる権利はあるし、罪を犯したわけじゃないのに何でこんなに陰に隠れていないといけないのかと、そのとき怒りと熱気が非常にあった」と話していた。しかし、まだ実子入籍をしている頃なので、実子入籍したうえでの告知ということになる。2000年には、

⁸失踪児童専門機関 (<http://www.missingchild.or.kr>) 2015年6月1日閲覧。

韓国入養広報会という団体が設立され、告知についての運動が始まった。韓国入養広報会は、国内養子縁組を推進し、かつ告知を進めていこうという団体である。この団体は養親のさまざまな相談に乗ったり、各地域にある自助グループをサポートしたりしている。

センター長によると、2005年の法改正で、公開養子縁組が推進されるようになったそうである。政府は、海外養子縁組を終結したいため、国内養子縁組に補助金や医療費補助を付けるようになり、それが徐々に広がってきた。補助金等は養子縁組した事実を役所で言わないと受けられないため、それも周囲や子どもに対する告知への一つの後押しにはなると考えられる。韓国入養広報会や養子縁組家庭支援センターのようなところが、縁組後の家族をサポートしている。

◇告知に対する周知

告知については、あっせん機関が、教育・研修等で養親に教えているそうである。相談センターのセンター長によると、あっせん機関で社会福祉士がやっている相談は、養子縁組するための相談なので、縁組したあとの養育に関しては、「隠して実子と同じように育てなさい」という感じで、支援にならないそうである。韓国では、秘密養子縁組が多いため、社会福祉士もそのようなアドバイスをしていると考えられる。しかし、あっせん機関のホームページを見ると、必ずしも「隠せ」と言っているわけではない。韓国では法律が変わったり、考え方が変わったりしている状況であるため、告知については年齢で分けた解説をしていた。たとえば、ホルト児童福祉会のホームページのFAQでは、「告知したほうがいいですか？どうしたらいいですか？」という質問に対して、「秘密養子縁組と公開養子縁組の長所と短所を把握して、告知するかしないかを選択してください」「子どもが12歳未満の場合は告知して、子どもが10代以降の若者で養子縁組の事実を知らない場合は、告知しないままでもいいのではないかと書いてあった⁹。現在は告知に関する過渡期である。2011年の法改正で、子どもが法律上は生みの親をたどれるようになったが、今までは実子入籍で、しかも告知してこなかった場合、今から突然告知するわけにもいかないため、このような書き方になっていると推測される。

⁹<http://www.holt.or.kr/front/Adoption/060205>2015年6月1日閲覧。

◇告知とルーツ探し

各あっせん機関では、養親候補者に対する事前の研修・教育や、事後管理で、告知に対する教育・研修を行なっている。「告知したら、ルーツ探しする子どももいるのではないですか」と聞いたところ、公開養子縁組の運動を始めて15年経ち、ルーツ探しする子どもも出てきたと答えた。ただ、2005年以前は、秘密養子縁組が前提だったので、あっせん機関としては、「ルーツ探しをするな」と言ったりすることもあるようだ。

告知をして生みの親に会いたがる子どももいて、会った子どもも1、2名はいるようだ。しかし、件数は多くないそうで、子どもが知りたがって、育て親も承諾して、あっせん機関から情報を入手したとしても会えないことも多いと聞いた。告知を始めて、今第一世代であるため、告知を受けた子どもは大体小学校高学年くらいで、最高齢で15歳くらいだそうである。これから思春期を迎え、成人後にどうなるかはまだ分からない状況なので、親たちもとりあえず様子を見ているという雰囲気だそうである。最近では、告知するスタイルの二世代目が出てきているようで、インターネット上でコミュニティみたいなものを作って情報交換等をしているようだ。

韓国入養広報会に調査に行き驚いたことは、養子として育てている子どもの縦断調査があり、4つか5つくらい報告書が出ていることだ。告知を受けた一代目の子どもに関して、発達の状況などの調査が進行中のようだ。

◇2012年の法改正と告知

2012年の法改正で、公開養子縁組、すなわち告知の問題がどんどん広がっていくだろうと相談センターのセンター長は話していた。このように今まさに過渡期で変わりつつあるが、新聞記事などを見ると、告知する養子縁組はいまだに活発ではないようである。しかし、法改正があり、記録が残るため、最後まで秘密にするのは難しいのではないかという声も出てきている¹⁰。

ホルト児童福祉会の調査を見ると、国内養子縁組で告知は増えている。2002年は23.6%、2014年は42.6%と増加している。養子縁組をして受けられる養育費や医療関係の

¹⁰<http://www.hankookilbo.com/v/3c8045dcc99c4e18b9ffd507e8e41d6f>2015年6月1日閲覧。

補助金などがあるため、制度のメリットも告知をする養子縁組の増加の一因となっているという指摘がなされている¹¹。養子縁組のホームページを見ると、受けられる支援の一覧表が掲載されている（表2）。

表2 国内の養子縁組家庭に対する経済的支援

国内の養子縁組家庭に対する 経済的支援	
養子縁組の手数料支援	養子縁組機関に支払う養子縁組費用の支援 (専門機関270万ウォン、指定機関100万ウォン)
養育手当	養子縁組児童の養育手当の支給(満14歳まで月15万ウォン)
障害児	障害児の養子縁組養育補助金と医療費別途サポート(満18歳まで)
	養子縁組養育補助金: 重症月627千ウォン、軽症およびその他月551千ウォン 医療費: 年間260万ウォン限度
医療給与	1種に指定して医療費支援
心理療法支援	養子の心理治療費支援(満18歳まで月20万ウォン限度)

(出典:中央入養院(<https://www.kadoption.or.kr/>))

6. 日本の実務への示唆

韓国では、「告知をしよう」という動きは、ここ10年から15年ぐらいの動きである。実子入籍が禁止されたのが3年前からだが、出生申告の手続きを見るとまだ抜け道はあるように思える。

養子縁組に関わる情報は一元化・データベース化が進んでおり、制度面が徐々に整備されてきている。運用面では、生みの親の同意を得られないと生みの親の情報が公開されないため、生みの親の権利が重視されていると考えられる。告知についても、「必ず告知せよ」という規定が法律にあるわけではなく、実際には育て親次第である。しかし、今回の法改正の影響や、様々な支援を受けるためには、周囲にも公開せざるを得ないので、そのような制度面の変化が子どもに対する告知にも影響を与えてくると予想される。

¹¹<http://news.donga.com/3/all/20060415/8296119/1>2015年6月1日閲覧。

翻って、日本について考えてみると、情報開示について統一されたルールが存在しない。現在、厚生労働省の研究でも情報開示について調査しているが、日本の場合は、戸籍や家裁の審判書に関しては、本人の請求で閲覧できるため、生みの親を探し出して同意を取るといようなハードルは全くない。そのため、児童相談所と民間機関のケースファイルについて、どのように何年間保管するのかという点について検討が行われている。戸籍や審判書以外に、児童相談所や民間機関のケースファイルがあり、何種類か情報があること、その種類ごとに書いてある内容がどのように違うのかについて、日本の当事者がどれくらい知っており、果たしてそれを選択しているのかが気になるところである。日本の場合は、戸籍に書かれていることが嘘である、あるいはケースファイルに書かれている名前が違っているという話は聞いたことがないが、その辺の問題はないという認識でいいであろうか。また、生みの親のプライバシーは、1970年代に菊田医師が問題提起したときは論点になったものの、最近はそれが論点として浮上しない。生みの親のプライバシーについて検討すべきかどうか、今後の検討課題であろう。

※本稿は養子と里親を考える会『新しい家族』59号（2016年）掲載予定の「韓国における養子の出自を知る権利」に若干の修正を加えて改訂したものである。